

○財務省告示第二百七十四号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十四年七月二十日に発行した割引短期国債  
の発行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十四年八月九日

財務大臣 安住 淳

- 一 名称及び記号 国庫短期証券（第二百九十五回）
- 二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
- 三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。  
価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行」という。）
- 五 募入決定の  
イ 方法 各申込みのうち応募額の高いものからその応募額を順次割り当てる。

十	九	八								七								六										
一	振	額	最	行	争	非	者	特	国	入	価	払	行	争	非	者	特	国	入	価	行	争	非	者	特	国		
発	替	低	低	入	入	価	・	別	債	札	格	込	入	入	価	・	別	債	札	格	行	入	入	価	・	別	債	
行	単	額	額	札	札	格	I	参	市	発	競	金	札	札	格	I	参	市	発	競	行	入	入	価	I	参	市	
価	位	金	金	発	発	競		加	場	行	争	額	発	発	競		加	場	行	争	額	発	発	競		加	場	
格				日										日														
									千	二	七	二							円	額	億	額						
									万	九	千	八	二							面	円	面						
									円	百	十	千	九							金	額	額						
									億		八	百	九							で	二	二						
									千		六	十	三							千	五	兆						
									百		七	十	三							十	二	千						
									七		十	六	二							億	九	百						
									十		六	万	七							千	五	千						
									万		二	百								万	九	千						
									二											万	六	十六						

平成二十四年七月二十日

すの額の記載又は倍の金額に最も金額との

振替法の規定による振替口座簿

各国債市場特別参加者ごとの申込みの応募額を割り当てて各申

十六	十五	十四	十三									イ	ロ
払込 期日	者入 札参 加	場所 支払	元金 支額	償還 金額	償還 期限	行争 入札 発	非 格 競	者 第 I	特 参 加	国 債 場	入札 発行	価格 競争	
平成 二十四 年七月 二十日	財務 大臣 から 通知 を受け た者	日本 銀行	額面 金額 百円 につき 百円	償還 金額 を支 払う。 その 翌営業 日に	当 た る と きは 、 その 翌営業 日に	た だ し 、 償還 期が 銀行 休業 日に							
						平成 二十五 年七月 二十二 日				十 銭一 厘	額面 金額 百円 につき 九十九 円九	十 銭上 のそれ ぞれの 応募 価格	額面 金額 百円 につき 九十九 円九